

日本のジェノグラム

早樫 一男

3

はじめに

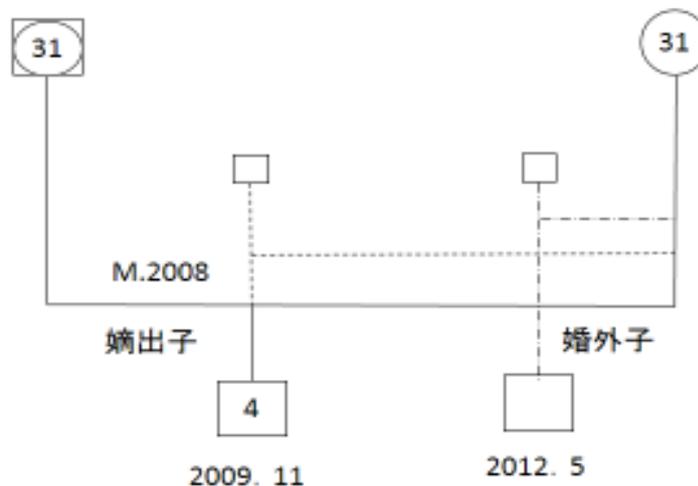
最近話題になった出来事（新聞記事）から、ジェノグラムを作成してみました。まずは、新聞記事の抜粋を紹介します。

「性別変更男性 父と認定」(京都新聞

2013年12月12日 朝刊より)

『性同一性障害で女性から男性に性別を変更した夫とその妻が第三者からの精子提供で人工授精してもうけた子どもを嫡出子として戸籍に記載するよう求めた裁判の決定で、最高裁第3小法廷は11日までに「血のつながりがないことが明らかでも夫の子

新聞記事からジェノグラムを作成すると



と推定できる」として、法律上の父子関係を認める初判断を示した。』

ちなみに、『03年に成立した性同一性障害特例法により、3500人以上が戸籍を変えている』とのこと。

ところで、『裁判で焦点になったのは、今回の事例が「妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する」と規定した民法772条に該当するかどうか』であったようです。

『最高裁の判断は、女性から男性に変更した人は、夫として結婚できるだけでなく、結婚中に妻が妊娠した場合は、民法772条の規定で嫡出子と推定されるというべきである』とされました。

なお、『昨年5月に生まれた次男も空白とされた。今度は親子関係の確認を求めて提訴したが、今年9月の判決では認められなかった』とのこと。

さて、新聞記事よりジェノグラムを作成すれば次のようになるのではないでしょうか。

海外では…

記事では、『専門家によると、ドイツやフランスなどでは妻が人工授精で出産することに夫が同意した場合、生まれた子を実子とするよう規定している。性同一性障害の有無にかかわらず、今回のような問題になることはない』と紹介しています。

そもそも、日本の法律が現代の家族のありように対応できていないような印象も受けます。

ジェノグラム作成上の工夫

それはともかく、ジェノグラム作成の際に工夫(考慮)したのは次のような点です。

性同一性障害による性別変更は○と□を重ねました。また、精子提供者は小さな□としています。さらには、精子提供者と女性、また、男児をつなぐ線は、それぞれ、波線や実線を使ってみました。(参考:「GENOGRAMS 2nd Edition」)

これまで経験したのは…

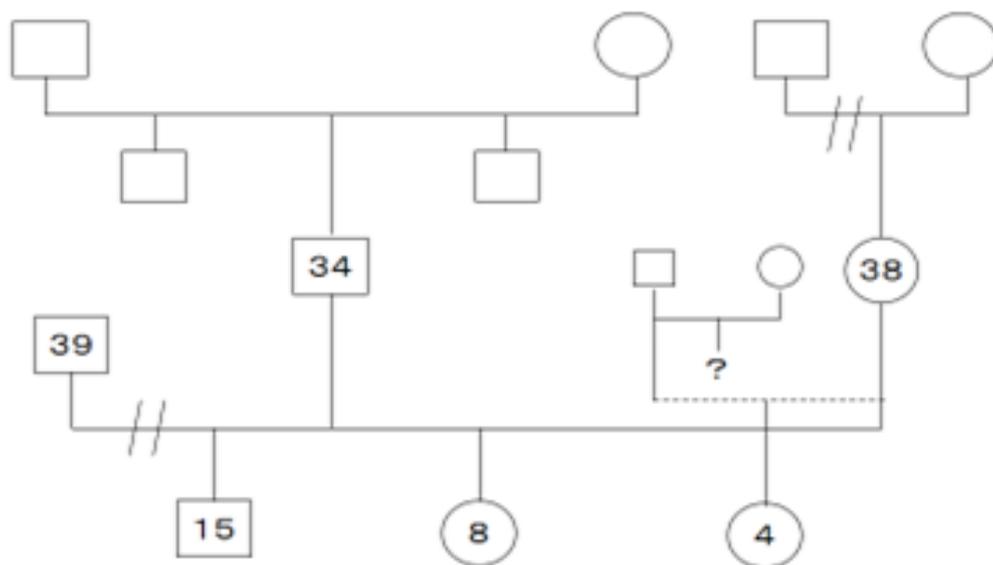
「婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子どもは、婚姻中の夫婦間にできた子(嫡出子)と推定され、仮に他の男性との間に生まれた子どもであっても出生届を提出すると夫婦の子どもとして戸籍に入籍となる」という規定から思い出す事例がいくつかあります。

たとえば、次のような家族(ジェノグラム参照)関係です。この事例(一部再構成)は、いわゆる妻の不倫でしたが、家庭裁判所に対して、親子関係不存在確認の申し立てをしないまま(夫が事実を知らない)まま推移したものでした。

4歳の女兒は34歳の男性と38歳の女性を夫婦(父母)とした戸籍に入っていますので、当然、戸籍上の父親は34歳男性となります。

なお、38歳女性は不倫関係にあった男性の子どもについては、詳しくわからないため、「?」としています。

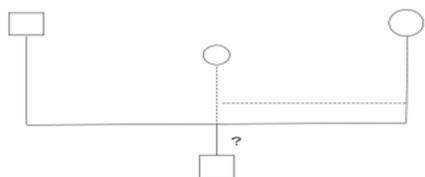
これまでの経験では...



このような場合は(まずは、ジェノグラムをご覧ください)...

親子関係については、入籍されているだろうということで、子どもからは実線とし、念のため「?」としています。

このような場合は...



ジェノグラム解説：妻は第三者からの卵子提供を受けました。夫の精子との受精卵を妻に移植、そして、妻が男児を出産した事例です。

今回は...

最近の話題から、いくつかのケースを紹介しました。ジェノグラムを作成することを通して、現在、日本の家族が抱えている課題や家族の多様性など、さまざまな視点から考えることができるのではないかと思います。

また、今後、さまざまな形態の家族にあわせたジェノグラムが工夫されたり、進化していくのかもしれませんが。

(つづく)